

市町村審査会について

令和8年7月24日(金)

秋田県健康福祉部障害福祉課

地域生活支援チーム

本資料では、以下の2点を達成することを目的としている。

- ① 「市町村審査会委員マニュアル」の内容を理解し、市町村審査会の概要や、審査手順を理解する
- ② 事例を踏まえつつ、審査会における議事進行方法や一次判定の修正方法、二次判定における区分変更方法の例を把握する

1. 障害支援区分の仕組みと審査会の役割

【本項目の内容】

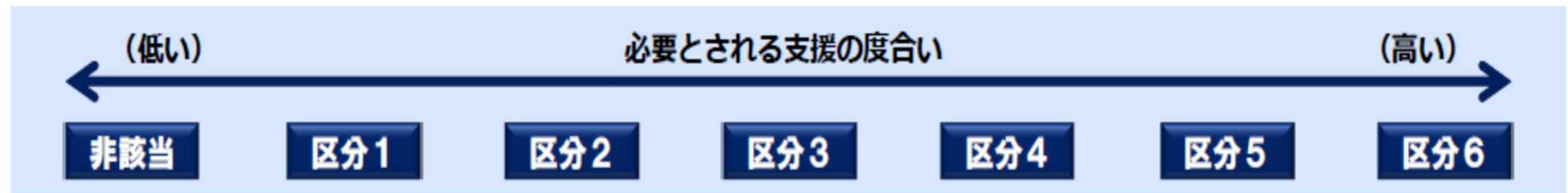
- ▶ 1. 障害支援区分の仕組みと審査会の役割
- 2. 審査会における審査資料とその取扱い
- 3. 審査判定プロセスと一次判定ロジックの考え方
- 4. 「一次判定の精査・確定」の重要性
- 5. 「二次判定」の検討ポイント
- 6. 審査判定の事例
- 7. 審査判定の流れ（映像資料）

障害支援区分とは？

○障害者総合支援法第4条第4項

障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて

必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして
厚生労働省令で定める区分



支給決定プロセスの透明化・明確化のため、
公正・中立・客観的な指標の一つとして認定されるもの

○「障害」の概念の変化

医学モデル

「障害」とは、個人の心身機能の障害によるもの



社会モデル

「障害」とは、社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障害がいまってつくりだされているもの

○障害者支援の基本理念

自らの生き方、暮らし方を選択し、実現できる「自己決定」

「自己実現」

（参考）第4次障害者基本計画（抜粋）「Ⅱ 基本的な考え方」基本理念

（中略）障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援する（中略）

→障害支援区分はどこに住んでも平等に公平にサービスを利用できるようにするための指標

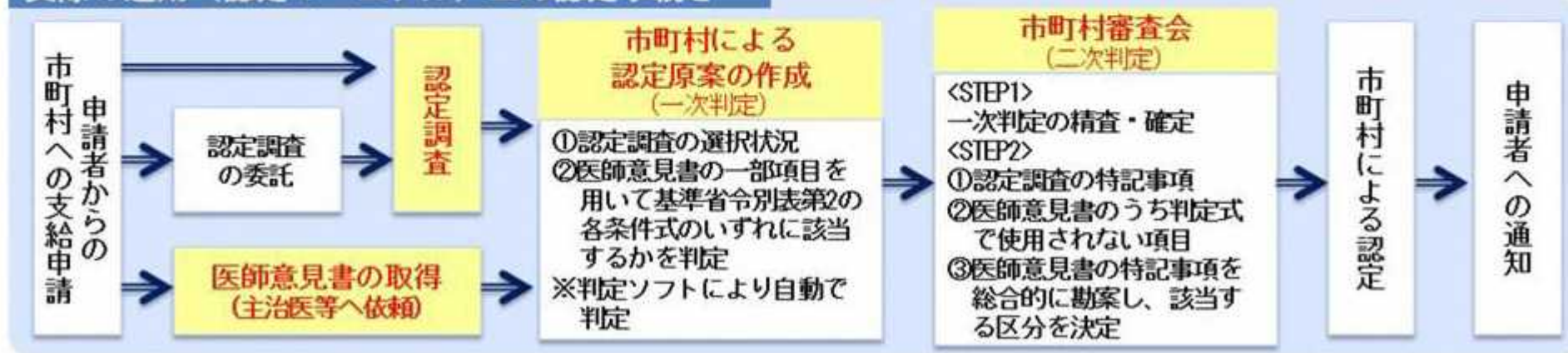
障害支援区分認定事務の流れ

共通編 P28

法令上の認定手続き



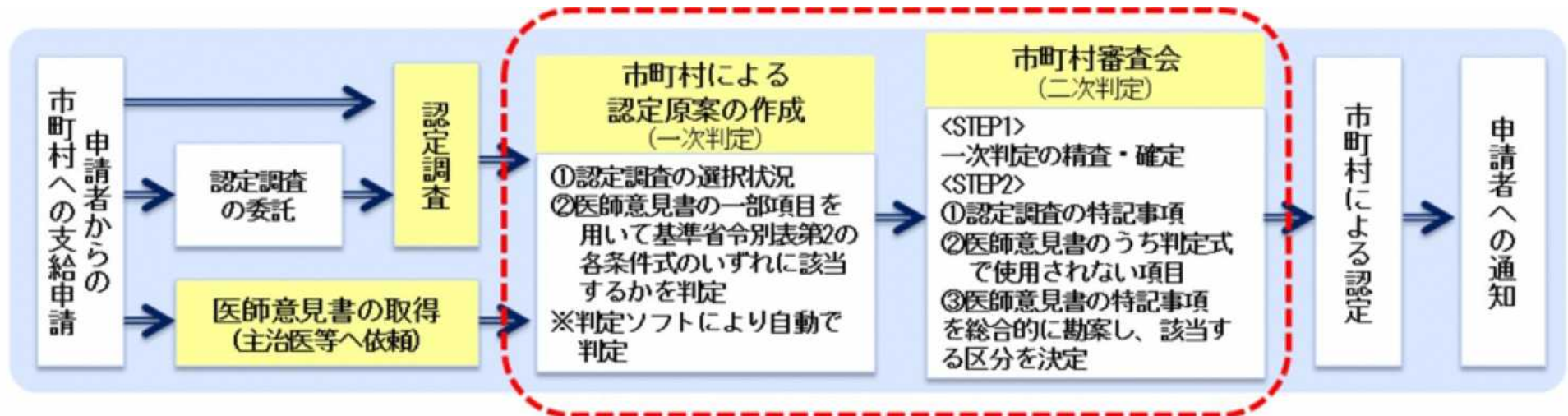
実際の運用(認定マニュアル)上の認定手続き



法令…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）
規則…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
基準省令…障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）

障害支援区分認定における市町村の役割

審査会委員編 P6



障害支援区分が公正・中立・客観的な指標であるためには…

- ①全国一律の判定式によるコンピュータ判定
 - ②複数の有識者からなる市町村審査会による、障害者個別の状況を踏まえた総合的な判定
- というプロセスを経ることで担保している。

公正・中立・客観性を担保するには、市町村審査会における審査判定プロセスにおいて、

全国一律のコンピュータ判定が本当に合っているか、すなわち、

- ✓ 判定の前提情報が正しいか
- ✓ 適用された条件式は適切か
- ✓ コンピュータ判定で拾い漏れていることはないか

を複数人で確認するプロセス（一次判定の精査・確定と二次判定）が必要。

それが市町村審査会であり、最終判断を委ねられている。

||

市町村審査会は、
公正・中立・客観性を守る砦

2. 審査会における審査資料とその取扱い

1. 障害支援区分の仕組みと審査会の役割
- ▶ 2. 審査会における審査資料とその取扱い
3. 審査判定プロセスと一次判定ロジックの考え方
4. 「一次判定の精査・確定」の重要性
5. 「二次判定」の検討ポイント
6. 審査判定の事例
7. 審査判定の流れ（映像資料）

(4) その他（続き）

○ 事前準備（情報の事前精査）

各委員は、**審査会開始前**に一次判定結果を変更する必要があると考えられるケースや意見などを会長（合議体の場合は合議体の長）又は市町村審査会事務局に提出すること等により、限られた時間で審査会を効率的に運営できるよう努める。

○ 連絡会等開催の推奨

公平・公正な障害支援区分の審査判定を行うために、**合議体間の定期的な連絡会等**を開催することが望ましい。

審査会では、「市町村審査会資料(一次判定結果)」、「認定調査票(特記事項)」及び「医師意見書」に記載された内容に基づき、審査判定(二次判定)を行う。

【概況調査票の取扱い】

- 概況調査票の内容(単身・同居の別や家族等の介護者(支援者)の状況、日中活動の場、就労状況、サービス利用の状況等)については、障害支援区分の認定後、サービスの種類や量などを支給決定する際において、障害支援区分の認定結果とともに勘案されるもの。
- そのため、概況調査票を審査判定の際に本人の一般的な生活状況等を把握するために参照することは差し支えないが、概況調査票の内容を理由として、障害支援区分の審査判定を行うことは適当でない。
- なお、訓練等給付等のサービス利用について意見を付す場合には、概況調査票の内容を勘案して検討することは差し支えない。

(1)一次判定等

市町村審査会
委員マニュアル
p.39

①	一次判定結果:	区分1	②	判定条件番号:	15	③	判定スコア:	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
								1.20%	92.70%	6.10%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

④
条件の組み合わせ(状態像)

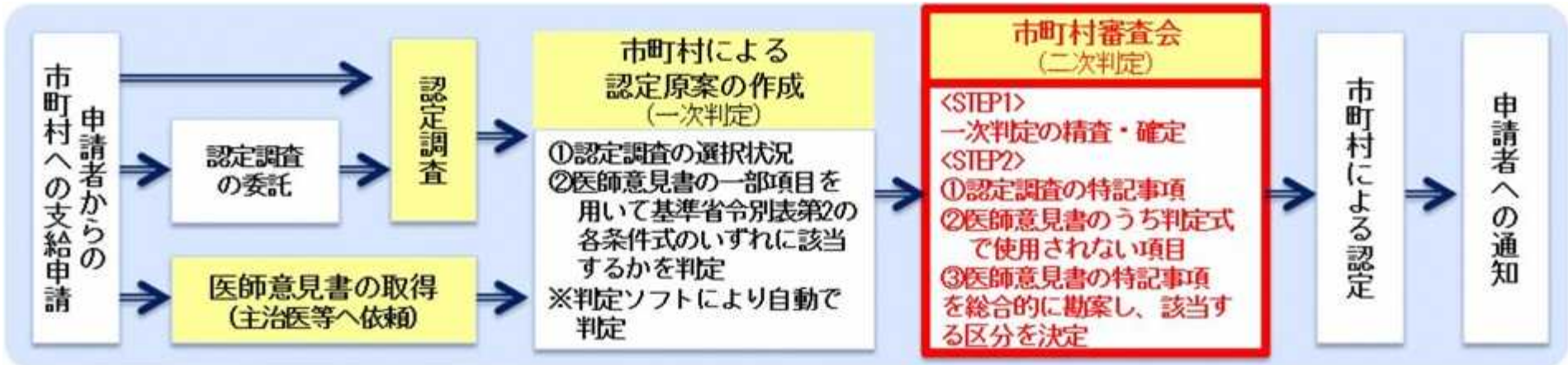
起居動作 = 0.0	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	応用日常生活動作 ≥ 13.1	応用日常生活動作 ≤ 36.1	行動上の障害(A群) ≥ 0.0	
行動上の障害(C群) ≤ 23.6	日常の意思決定 : 2.部分支援 3.全面支援	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 1.ない 2.いずれか 一肢のみ	生活障害評価 : 1、2、3 金銭管理	

3. 審査判定プロセスと一次判定ロジックの考え方

1. 障害支援区分の仕組みと審査会の役割
2. 審査会における審査資料とその取扱い
- ▶ 3. 審査判定プロセスと一次判定ロジックの考え方
4. 「一次判定の精査・確定」の重要性
5. 「二次判定」の検討ポイント
6. 審査判定の事例
7. 審査判定の流れ（映像資料）

審査判定プロセス

審査会委員編 P33



一次判定の確認精査・確定

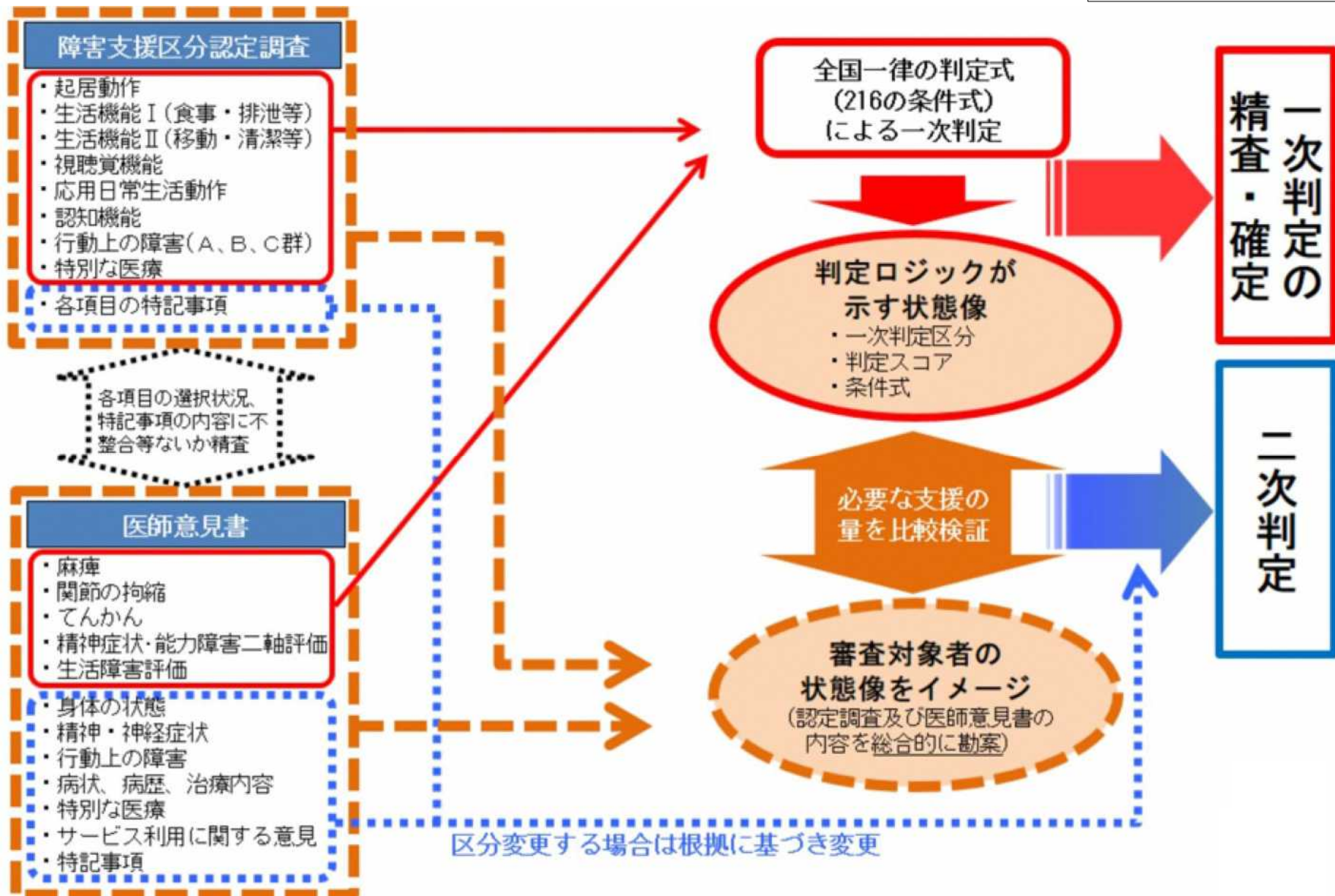
- 一次判定で活用した項目(認定調査項目及び医師意見書の一部項目)について、特記事項及び医師意見書の内容と比較検討し、**明らかな矛盾がないか確認する。**
- これらの内容に不整合があった場合には**再調査を実施するか**、必要に応じて医師及び認定調査員に照会した上で認定調査の結果の一部修正が必要と認められる場合には、**一次判定で活用した項目の一部修正を行う。**
- **一次判定の確定を行う。**

一次判定結果の変更(二次判定)

- 次に、一次判定の結果(一次判定で活用した項目の一部を修正した場合には、一次判定用ソフトを用いて再度一次判定を行って得られた一次判定の結果)を原案として、特記事項、医師意見書の内容から、**審査対象者に必要とされる支援の度合いが、一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合いと比較し、より多い(少ない)支援を必要とするかどうかを判断する。**

審査会における審査の模式図

審査会委員編 P34



一次判定（コンピュータ判定）の仕組み

共通編 P37

- 平成21年度～23年度の認定データ(約14,000件)から、申請者と同じ状態像にある障害者の二次判定結果を抽出。
- 抽出データのうち、最も確率の高い区分(二次判定結果)を障害支援区分の一次判定結果とする。



(心身の状態等に変化がない場合には、既に受けている区分(二次判定結果)に“より近い”一次判定結果が出る仕組み)

障害支援区分一次判定ロジックが示す「状態像」

- 障害の状態は個々の違いが大きく、一概に類型化することは困難。
そのため、個々の状態ではなく、「必要な支援の量」という尺度を用いている。
- 過去に認定された審査判定データを元に、支援の量（区分）と統計学的に有意に関連する項目を割り出し、条件式を組み上げた上で場合分けを行っている。



各区分、あるいは個々の条件式は
審査対象者の「障害種別や症状等の状態」を示すものではない。

4. 「一次判定の精査・確定」の重要性

1. 障害支援区分の仕組みと審査会の役割
2. 審査会における審査資料とその取扱い
3. 審査判定プロセスと一次判定ロジックの考え方

▶ 4. 「一次判定の精査・確定」の重要性

5. 「二次判定」の検討ポイント
6. 審査判定の事例
7. 審査判定の流れ（映像資料）

○障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）

第一条（中略）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「令」という。）第十条第二項（令第十三条において準用する場合を含む。）に規定する市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）が行う審査及び判定は、当該審査及び判定に係る障害者に必要とされる支援の度合が次の各号に掲げる区分等に応じそれぞれ当該各号に掲げる支援の度合のいずれかに該当するかについて行うものとする。（以下略）

二 区分一 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分一の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）



審査対象者が基準省令別表第2の各条件式のいずれに該当するのかは、本来市町村審査会において見る部分。



市町村審査会において「一次判定結果の精査・確定」のプロセスを踏むことは、法令遵守の観点からも重要。

一次判定の確認精査・確定を行う効果

審査会委員編 P40

実際の市町村審査会で見られた事例

認定調査及び医師意見書で不整合等がある点、記載のない点を審査会委員が推測し状態像を補完している。

対象者の状態像について委員間ですり合わせを行わないまま区分変更を検討している。

委員間で意見の相違があっても具体的な議論ができない。

区分変更の根拠が曖昧。（「〇群全体の特記事項を根拠に区分変更」等）

一次判定の精査を行うことによる効果

認定調査及び医師意見書をよく精査し、不整合等がある点や曖昧な点について確認し、対象者の状態像について各委員で認識を共有する。

審査対象者の状態像を「暗黙の了解」にしないこと。口に出して互いに確認することが大事。

対象者の状態像を定めることで、二次判定では具体的な支援の量に論点を絞ることが出来る。

判定式を確認することで、何が変われば区分が変更になるかを把握する。
一次判定の修正を行うことで条件番号が変わり、結果的に二次判定での区分変更をせずに済む場合も少なくない。

※厚生労働省「平成28年度障害支援区分管理事業」における市町村審査会訪問事業より

5. 「二次判定」の検討ポイント

1. 障害支援区分の仕組みと審査会の役割
2. 審査会における審査資料とその取扱い
3. 審査判定プロセスと一次判定ロジックの考え方
4. 「一次判定の精査・確定」の重要性
- ▶ 5. 「二次判定」の検討ポイント
6. 審査判定の事例
7. 審査判定の流れ（映像資料）

二次判定

市町村審査会
委員マニュアル
p.52

○ただし、以下の事項に基づいた変更を行うことはできない。

ア. 既に当初の一次判定結果で勘案された心身の状況

特記事項や医師意見書の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定結果の変更を行うことはできない。

イ. 根拠のない事項

特記事項や医師意見書の内容に特に記載がない場合は、記載されていない状況を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。

ウ. 必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項

審査対象者の年齢など、必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。

エ. 心身の状況以外の状況（支給決定の段階における勘案事項）

- ① 施設入所・在宅の別、住宅環境、家族介護者(支援者)の有無
- ② 特記事項及び医師意見書における「抽象的な支援の必要性」に関する記載
- ③ 特記事項及び医師意見書における「審査対象者の希望」に関する記載
- ④ 特記事項及び医師意見書における「現に受けているサービス」に関する記載 など

二次判定

市町村審査会
委員マニュアル
p.53

(2) 二次判定におけるポイント(留意点) (続き)

【判定の前提とする考え方2】

○障害支援区分の認定調査においては、障害程度区分とは異なり、「できたりできなかったりする場合」の「**できない場合(支援が必要な場合)**」を**判断基準**としている。

障害程度区分	「できたりできなかったりする場合」は「より頻回な状況」に基づき判断
--------	-----------------------------------



障害支援区分	「できたりできなかったりする場合」は「 できない状況 」に基づき判断
--------	---

※ なお、「できない状況」に基づく判断は、**運動機能の低下に限らず、**

- ・「**知的障害、精神障害、発達障害による行動上の障害(意欲低下や多動等)**」や「**内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感**」等によって「**できない場合**」
- ・「**慣れていない状況や初めての場所**」では「**できない場合**」を含めて判断する。

- 認定調査票の中で二次判定での区分変更の根拠とできるのは特記事項のみ。
例え一次判定区分が明らかに実態に合わないと思われる場合でも、特記事項がなければ審査会では何もできない。
- 審査対象者の具体的な状態は特記事項を見てイメージする。
選択肢で拾いきれない支援の内容や、選択の根拠、実際に行われている支援の内容・頻度 等。
概況調査票やサービス利用状況票等はあくまで参考資料、これらをほとんど見ずに審査を行っている（できている）自治体もある。



認定調査員や事務局に特記事項を記載してもらうことを
審査会委員の側からも働きかけることが大事。

審査資料の取扱のポイント

「審査で勘案できるもの」と「参考になるもの」を峻別すること。

- 審査資料は本来判定ソフトから出力される「審査会資料」と「認定調査票（特記事項）」「医師意見書」のみ。
- 概況調査票やサービス利用状況票はあくまで参考資料。状態イメージの参考にはできるが、区分変更の根拠にはなり得ない。
- ※特にサービス利用票は、目にするとどうしても引っ張られてしまいがち。
- ※概況調査票で参考になりそうな内容は何があるか？
 - cf. 障害者手帳、障害年金と障害支援区分 → 全く別の指標。
 - cf. 支援者・家族の考え方 → 「できない」場合を想定する。
- ※認定調査の特記事項が充実しているために、概況調査票等は見なくても審査できている審査会もある。

Q. 認定調査票や医師意見書には明示的には書かれていないが、蓋然性が高い状況がある場合は？

○「資料に表れにくいニーズを読み取る」ことも必要だが、ルールの上では「書面に書いてあることでしか判断できない」。

○資料を総合的に勘案し、記載内容に根拠を求める。

記載されていないが、考えられる状態・支援がある場合には、再調査や修正を行うこと。

→特記事項や医師意見書の記載と照らし合わせて選択肢が変わる場合は「修正」。
全く記載がないが想定される事情がある場合には、「再調査」。

認定調査や医師意見書の記載からの
「憶測、推測」での審査判定は
してはならない

6. 審査判定の事例

1. 障害支援区分の仕組みと審査会の役割
2. 審査会における審査資料とその取扱い
3. 審査判定プロセスと一次判定ロジックの考え方
4. 「一次判定の精査・確定」の重要性
5. 「二次判定」の検討ポイント
-  6. 審査判定の事例
7. 審査判定の流れ（映像資料）

- 【事例①】 ●知的障害
●一次判定を修正した結果、区分3→区分4に変わった事例

修正に用いた項目	修正根拠
2-15 買い物	「支援が不要」が選択されており、特記事項には「近所のスーパーでの買い物が可能」と記載あり。他の2群の項目の特記事項も踏まえると、初めての場所や慣れていない場所では支援が必要と考えられ、「部分的な支援が必要」に修正。

一次判定結果の修正事例①

審査会委員編 P76

<修正前の一次判定結果>

●判定条件番号 ●判定スコア

98

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0.0%	0.0%	11.0%	41.9%	39.0%	8.1%	0.0%

●判定条件の組み合わせ

生活機能Ⅰ ≥ 21.1	生活機能Ⅱ ≥ 34.9	生活機能Ⅱ ≤ 50.6
応用日常生活動作 ≤ 69.4	行動上の障害(A群) ≤ 30.2	移乗 : 1.支援不要 2.見守り等

「2-15買い物」の選択を修正したことにより、応用日常生活動作得点が上がったため、該当する判定条件が変わっている。

<修正後の一次判定結果>

●判定条件番号 ●判定スコア

143

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0.0%	0.0%	0.0%	24.6%	61.3%	12.7%	1.4%

●判定条件の組み合わせ

生活機能Ⅰ ≥ 35.8	生活機能Ⅱ ≥ 23.6	生活機能Ⅱ ≤ 50.6
応用日常生活動作 ≥ 69.5	行動上の障害(A群) ≤ 30.2	移乗 : 1.支援不要 2.見守り等

【事例②】 ●精神障害

●一次判定を修正した結果、区分4→区分3に変わった事例

修正に用いた項目	修正根拠
2-12 調理 2-13 掃除 2-14 洗濯	「全面的な支援が必要」が選択されているが、特記事項に「入院中のため全介助である」との記載があるほか、在宅時には各項目の一連の行為について、一部介助を受けていた様子の記載があった。 退院後の自宅・単身を想定すると 「部分的な支援が必要」が妥当と考えられたことから修正。

一次判定結果の修正事例②

審査会委員編 P78

<修正前の一次判定結果>

●判定条件番号 ●判定スコア

142

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0.0%	0.0%	0.0%	26.2%	62.6%	10.7%	0.5%

●判定条件の組み合わせ

生活機能Ⅰ ≤ 21.0	生活機能Ⅱ ≥ 23.6	生活機能Ⅱ ≤ 50.6
応用日常生活動作 ≥ 73.3	行動上の障害(A群) ≥ 14.2	生活障害評価社会的適応 : 2, 3, 4, 5

「2-12調理」～「2-14洗濯」の選択を修正したことにより、応用日常生活動作得点が下がったため、該当する判定条件が変わっている。

<修正後の一次判定結果>

●判定条件番号 ●判定スコア

107

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0.0%	0.0%	29.0%	51.6%	17.7%	1.7%	0.0%

●判定条件の組み合わせ

生活機能Ⅰ ≤ 21.0	生活機能Ⅱ ≥ 32.8	生活機能Ⅱ ≤ 50.6	応用日常生活動作 ≤ 73.2
認知機能 ≥ 20.6	行動上の障害(A群) ≤ 32.7	移乗 : 1.支援不要	暴言暴行 : 1.支援不要

- 【事例①】 ●知的障害
●一次判定区分3→二次判定区分4に引き上げた事例

区分変更の根拠		具体的な議論の内容
認定調査	行動障害の特記事項	医師意見書に「高度な肥満により介護者の負担が重い」との記載がある。 さらに、認定調査の行動障害の特記事項を見ると、「暴言暴行や支援の拒否が強く、体に触れながらの制止が必要」とあることから、より手厚い支援が必要と考えられ、区分引き上げとする。
医師意見書	その他特記すべき事項	

【事例②】 ●精神障害
●一次判定区分1→二次判定区分2に引き上げた事例

区分変更の根拠		具体的な議論の内容
認定調査	行動障害の特記事項	認定調査を見ると、自身で出来ることは多い。その一方で特記事項を見ると、頻繁に「死にたい」と口にするため、家族が常時見守りを行い、様々な配慮を行っている様子が見て取れる。 また、医師意見書にも「情緒不安定で、ふとしたことがきっかけで不穏になる」との記載があることから、より手厚い支援が必要と考えられ、区分引き上げとする。
医師意見書	症状としての安定性	

二次判定の区分変更事例②

審査会委員編 P84

- 【事例③】 ●精神障害**
●一次判定区分2→二次判定区分1に引き下げた事例

区分変更の根拠		具体的な議論の内容
認定調査	行動障害の特記事項	様々な行動障害が生じているが、特記事項を読むといずれも通所先のある特定の利用者と共にいる場合のみで生じている。当該利用者と接触しないよう、今後は利用日をずらす予定とあることから、行動障害は生じなくなると考えられるため、支援の度合はより少なくても良いと考えられ、区分引き下げとする。
医師意見書	—	

7. 審査判定の流れ（映像資料）

1. 障害支援区分の仕組みと審査会の役割
2. 審査会における審査資料とその取扱い
3. 審査判定プロセスと一次判定ロジックの考え方
4. 「一次判定の精査・確定」の重要性
5. 「二次判定」の検討ポイント
6. 審査判定の事例
- ▶ 7. 審査判定の流れ（映像資料）

※障害支援区分に係る研修資料〈共通編〉〈審査会委員編〉を活用して説明します